

大阪高裁判決の 実施手順(箕面手順)

1. 箕面手順が実施すること
2. 箕面手順の流れ
3. 箕面手順 1 大阪府への協力要請
4. 箕面手順 2 暫定的方法の準備 プログラムの改造
5. 箕面手順 3 「改製」による住民票コードの削除
6. 箕面手順 4 合目的な方法による送信と通知
7. 箕面手順 5 希望する市民への対応 「法の下での平等の原則」の適用
8. 箕面手順(答申)の基本的な考え方
9. 日弁連と国・都道府県の評価
10. コメント

西邑 亨
(情報人権WS事務局)
2007.9.26 Ver1.0

はじめに

- このスライドは、2007年3月31日箕面市に提出された箕面市住基ネット検討専門員「答申」における「判決実施の手順」を整理したものです。

* 参考資料

箕面市住基ネット検討専門員「答申」ほか(ページ末尾にリンクあり)
<http://www2.city.minoh.osaka.jp/SIMIN/J-NET/home.html>

日弁連「箕面市住民基本台帳ネットワークシステムに関する会長談話」
http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/070418_2.html

大阪府「住基台帳法に規定する事務の適正な執行について(勧告)」
http://www.pref.osaka.jp/fumin/doc/houdou_siryou1_16962.pdf

反住基ネット連絡会「声明」(2007.9.10)
<http://www1.jca.apc.org/juki85/statement/Statement070910.html>

箕面手順が実施すること

- 箕面市が大阪高裁判決にもとづいて行うべきことは、
 - 「控訴人Aの住民票コードを住民基本台帳から削除すること」と
 - 「住民票コードの削除された控訴人Aの本人確認情報を住基ネットを使って大阪府に通知すること」の二つであると解すべきであろう。
- 自己情報の運用を希望しない住民について、控訴人Aと同一の方法により、住民票コードを削除することは、
 - 住民基本台帳法に基づく措置として必要かつ適法である

箕面市住基ネット検討専門員「答申」より

箕面手順の流れ

1. 大阪府への協力要請(電気通信回線で通知する方法の問合せ)
2. 大阪府の協力が得られるまでの暫定的方法の準備
 - 箕面市の住民基本台帳システムの「プログラムの改造」
3. 控訴人の住民票の「改製」(住基法施行令第16条)
 - 従来の住民票を「除票」にし、「住民票コード」を削除した新たな住民票を作成する(「改製」の手続き)
4. 合目的な方法による大阪府知事への送信・通知
 - CSサーバー上の控訴人の本人確認情報に異動事由として「職権削除コード」を記録する(大阪府サーバーに「送信」する)
 - 住民票コード削除に係る本人確認情報を「文書」により大阪府知事に「通知」する
5. 控訴人以外の希望する市民への「同一の方法」による対応(「法の下での平等」の原則の適用:憲法14条・99条)

箕面手順

1. 大阪府への協力要請(電気通信回線で通知する方法の問合せ)

「住民票コードが削除された本人確認情報」をコミュニケーションサーバに記録し、大阪府知事に電気通信回線を通じて送信する方法についての住基法第30条の7第10項にもとづく必要な協力の要請

大阪府知事への
協力要請
(問合せ)



箕面市長

協力を得られ具体的な方法が箕面市に示され対応措置が可能となるまで
相当の期間が必要だと考えられる



大阪府知事

箕面市住基ネット検討専門員「答申」p.21参照

箕面手順

2. 暫定的方法の準備(プログラムの改造)

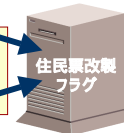
確定判決の実施に必要な 住民基本台帳システムのプログラム改造

「住民票コード削除に伴う住民票改製フラグ欄」を設ける。住民票改製フラグは「0」を初期値とする「1」に変更した場合
出力される全ての帳票類に、住民票コードは印字されない。
業務上を行う情報検索の全ての画面に、住民票コードは表示されない。 答申p.16-17

住民票改製フラグ欄に1を入力すると、コミュニケーションサーバに異動事由として「職権削除コード」が記録され、以降の既存住基システムにおける異動処理(市内転居、戸籍に関する届出にもとづく記載修正、転出等)についてはコミュニケーションサーバに記録されない 答申p.19

箕面市の
住民基本台帳
システム

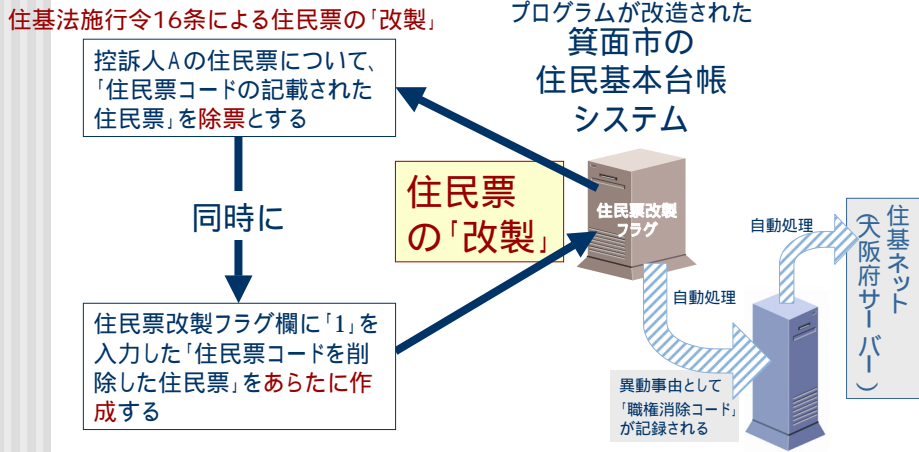
プログラムの
改造



箕面市住基ネット検討専門員「答申」p.16,17,19 参照

箕面手順

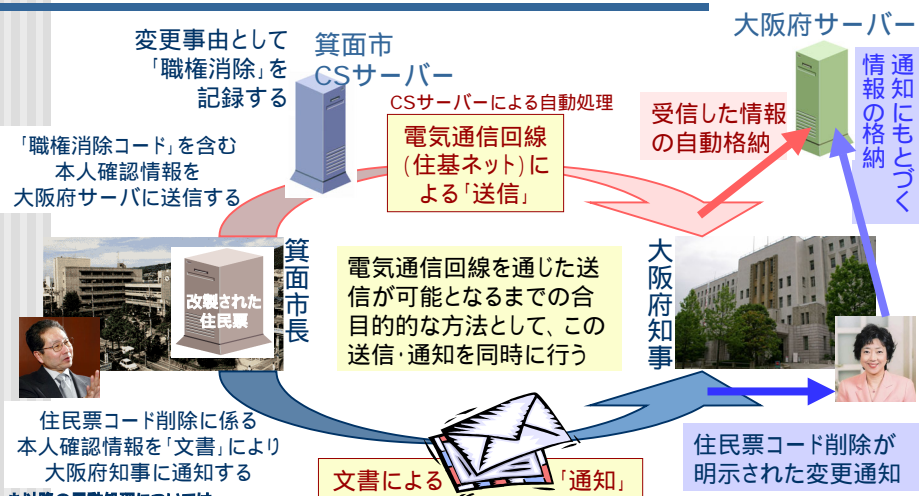
3. 「改製」による住民票コードの削除



箕面市住基ネット検討専門員「答申」p.17-19参照

箕面手順

4. 合目的な方法による送信と通知

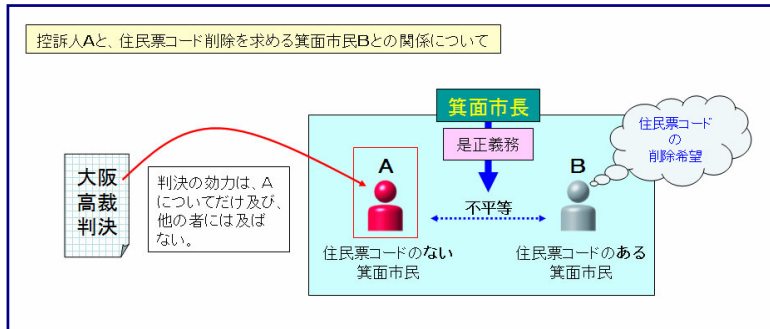


箕面市住基ネット検討専門員「答申」p.21-28参照

箕面手順

5. 希望する市民への対応(「法の下での平等の原則」)

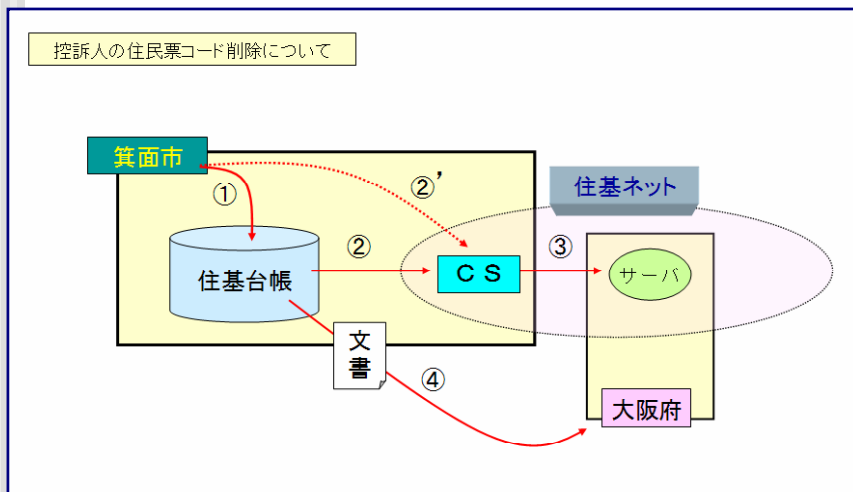
「本件事案において生じているAとBとの間の不平等な状態も、本判決が、Bに対してもAと同様の判断を下したであろうと考えられる以上、この不平等状態を放置することに合理的根拠はなく、憲法14条1項からも「法の下での平等」原則に基づく対応を行うことが要請されるところと考えられる(憲法99条)。」



箕面市住基ネット検討専門員「答申」p.48,49参照

箕面手順(答申)の基本的な考え方

1. 控訴人の住民票コードの削除: 答申の図解



箕面市住基ネット検討専門員「答申骨子」より

箕面手順(答申)の基本的な考え方

1. 控訴人の住民票コードの削除

住基法施行令第16条にもとづき控訴人の「住民票コードの記載された住民票」を除票とすると同時に、住民票改製フラグ欄に「1」を入力した「住民票コードを削除した住民票」をあらたに作成することで控訴人の住民票を改製する。

コミュニケーションサーバの控訴人に係る本人確認情報に異動事由として「職権削除コード」を記録する(「必要でなくなった住民票コード」の箕面市個人情報保護条例第7条にもとづく削除)。

住民票コードが削除された本人確認情報の住基法第30条の5第1項および第2項にもとづく電気通信回線を通じた送信が可能となるまでの合目的な方法として、「職権削除コード」を含む本人確認情報を大阪府サーバに送信する。

住民票コードが削除された本人確認情報の住基法第30条の5第1項および第2項にもとづく電気通信回線を通じた送信が可能となるまでの合目的な方法として、住民票コード削除に係る本人確認情報を「文書」により大阪府知事に通知する。

箕面市住基ネット検討専門員「答申骨子」より

箕面手順(答申)の基本的な考え方

2. 他の住民に対する対応

住基法に基づく市長の措置や住民票コードの記載義務、通知義務との関係、本人確認情報の目的外利用などのプライバシー侵害おそれについて、住基ネットのセキュリティ、他の住民や箕面市行政への影響、箕面市の条例における問題などを検討し、**平等原則からの要請**からも、住基ネットでの自己情報の運用を希望しない住民について、**控訴人Aと同一の方法により、住民票コードを削除することは、住民基本台帳法に基づく措置として必要かつ適法である**との結論に至った。

箕面市住基ネット検討専門員「答申骨子」より

箕面手順

< 日弁連と国・都道府県の評価 >

- 2007年4月18日の日本弁護士連合会「箕面市住民基本台帳ネットワークシステムに関する会長談話」は、箕面市専門員「答申」について、
住基事務が市町村の自治事務であって、市町村長は住民票記載事項の適正管理義務を負っていること(住基法36条の2)を前提に、実効性のある個人情報保護法制が整備されているとはいえない現状において、住基ネットに参加するか、参加を拒否するかを住民の選択に委ねることは、市町村長の裁量により可能であるとしている。これは、住基法の正当な解釈というべきであって、箕面市のみならず、他の市町村でも参考にしようとしている。
と評価している。
- とはいえ、実際には「**確定判決が箕面手順の正当性の根拠**」と理解し「**選択制は違法**」とする総務省および大阪府の見解は、かなり強い影響力を持っている。当然のことながら、「**控訴人**」以外の市民を対象とする箕面型「**選択制**」の制度化には、箕面市内を含めて自治体関係者には強い抵抗感があるだろう。

箕面手順

< コメント-1 >

- 専門員「答申」は一貫して現行法制度の解釈・運用の範囲で「箕面手順」を構築している。黒田充専門員が8月末国立市で行った講演で語っていたように、「箕面手順」は「**制度の提案**」ではない。確定判決の単なる実施手順であって、そこで発生する「**法の下での平等の原則**」の適用という憲法上の要請に実務的に応えるという水準のものだ。
- 控訴人以外の市民への適用を含めて、「箕面手順の実施」の正当性の根拠を自治事務における「**自治体首長の裁量**」(住基法36条の2あるいは地方自治法2条11項、13項など)とする議論は、箕面市議会の中でも与党の中西智子市議が行っているが、「**自公民**」の市議会野党はこれを無視するだけで反論をしていない。総務省や大阪府もこの議論を一貫して避けており、「**選択制は(判決の根拠がないので)違法**」とする議論によって「**自治体裁量の拡大**」を阻止しようとしているように見える。

箕面手順

<コメント-2>

- 「箕面手順」を箕面型「選択制」に転換するためには、その正当性の根拠を、「確定判決」から「団体自治としての首長の責務・裁量」に転換する必要があるはずだ。このため、「確定判決」を持たない他の市町村に「箕面手順」が「制度」として波及する気配は見えていない。しかしたぶん、現在の地方分権の深化び中では、こうした「自治」の拡大は避けて通れないプロセスだ。
- 地方分権の具体化の流れの中で、従来の自治体事務に関する国の法令条文が「高い規律密度」を持っているため、地方分権との整合を図るには「各種の法令の改訂が必要」とする議論は以前からあったようだ。しかしこのような法改訂はあまり進んでいない。
- 今回の「大阪高裁判決」の実施準備の過程も、住民基本台帳法の「高い規律密度」のために（あるいは「規律密度の高い条文規定だとする解釈」のために）大きな混乱を余儀なくされてきたように見える。

「住基ネット」問題はの間ほとんど一貫して「司法」の発想で議論されてきたのだが、この「箕面手順」の「制度」への転換の検討を機会として、「住基ネット」問題を「立法」の発想で議論する機運が、とくに地域と自治体のレベルで高まることを、強く期待しておきたいと思う。